

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく雇用管理の改善 及び事業の合理化に関する改善計画の認定要領

制 定 平成23年8月18日23林振第1074号
一部改正 令和2年5月1日2林振第493号
一部改正 令和5年3月20日4林振第4583号
一部改正 令和8年3月30日7林振第2326号

(趣旨)

第1条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき知事が雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画（以下「改善計画」という。）を認定するに当たっては、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日8林野組第120号・発職第141号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について（平成8年5月24日8林野組第121号、職発第370号。以下「運用」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 改善計画の認定を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 新規に認定を受けようとする場合、次のアからエまでの全てに該当する者。

- ア 法第2条第2項に規定された事業主であること。
- イ 素材生産に係る年間事業量が50m³以上又は造林のうち植付に係る年間事業量が3ha以上であること。
- ウ 法人である場合、定款等に林業を営む旨の記載があること。
- エ 1名以上の常用雇用者を有すること。

(2) 継続して認定を受けようとする場合、次のアからイまでのいずれかに該当する者。

- ア 前回の改善計画において過半数の項目で目標が達成できていること。
- イ アの要件を満たせない場合、計画満了日から1年が経過していること。

(改善計画の申請)

第3条 改善計画の認定を受けようとする者は、計画認定申請書（運用様式1・2）及び誓約書（様式第1号）を、主たる事務所が所在する地域を所管する農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 知事は、改善計画の申請資格を有する者から単独・共同の申請があった場合、次の事項について審査して認定の適否を決めるものとする。

(1) 林業経営体の審査事項

- ア 改善計画を履行する意欲と能力を有するものであること。
- イ 雇用管理者を専任するなど雇用管理の体制が整備されていること。
- ウ 申請日の前年度において、法人税・消費税等の納付すべき税金に未納がないこと。
- エ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。
 - (イ) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
 - (ウ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
 - (エ) その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - (オ) 福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等に該当する者。

(2) 改善計画の審査事項

- ア 福岡県林業労働力の確保の促進に関する基本計画に照らし適切であること。
- イ 改善計画に記載された改善措置の内容、実施時期、実施するために必要な資金の額及びその調達方法が改善計画の目標を確実に達成するためのものになっていること。
- ウ 改善計画の目標が次に示す水準となっており、その目標を達成することが見込めること。
 - (ア) 雇用管理の改善の観点
雇用の安定化については、全雇用者のうち常用の者の増加が5年間で1割以上であること。
 - (イ) 事業の合理化の観点
 - a 生産性の向上については、素材生産に係る労働生産性の向上が5年間で2割以上であること。ただし、労働生産性の実績が間伐で8 m³/人日、主伐で11 m³/人日以上である場合は、当該実績以上であること。なお、専ら造林・保育を行う林業経営体にあつては、当基準は適用しない。
 - b 事業規模の拡大については、次の基準に合致していること。ただし、素材生産及び造林・保育の両方を行う林業経営体にあつては、次の全てに合致していること。
 - (a) 素材生産を行う林業経営体にあつては、これに係る年間事業量の増加が5年間で2割以上であること。ただし、年間事業量の実績が5,000 m³以上の場合は、当該実績以上であること。

(b) 造林・保育を行う林業経営体にあつては、これに係る5年後の年間事業量の増加が図られていること。

c 高性能林業機械の導入台数を計画的に拡大していること。または、保有台数を維持していること。なお、零細事業主にあつては、林内作業車などの小型林業機械でも高性能林業機械として認めることとする。

(改善計画の認定を受けた事業主の公表)

第5条 知事は、改善計画の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)について、次の各号(認定事業主が公表を望まない号を除く。)を、県ホームページ上で公表するものとする。

- (1) 林業経営体名
- (2) 代表者名
- (3) 住所
- (4) 計画期限(始)
- (5) 計画期限(終)
- (6) 常用雇用現場作業員に占める1・2級林業技能士、フォレストリーダー及びフォレストマネージャー(以下、「技能者」という。)が3割以上の在籍状況並びに技能者への処遇改善措置の有無。ただし、運用第3の6(1)に基づく改善措置実施状況報告(運用様式13)において、技能者の在籍状況等を確認できた場合に限る。運用第3の6(1)に定める期間以外に公表を希望する場合は、その都度、運用様式13を知事に提出するものとする。なお、いずれの場合も、技能検定合格証の写し等の証拠書類を添付するものとする。

(認定の取消)

第6条 知事は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 認定事業主が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 認定事業主から申出があつた場合
- (3) 改善計画の申請又は変更の申請内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他知事が定める場合

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

私は、改善計画の認定申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1. 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者ではないこと。
2. 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者ではないこと。
3. 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者ではないこと。
4. その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。
5. 福岡県暴力団排除条例(平成21年条例第59号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
6. 各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合において改善計画の認定が取り消されても異議を申し立てません。
また、これにより損害が生じた場合も、その一切を私の責任とします。
7. 名称及び所在地等について、福岡県の農林水産白書等で公開されることに同意します。

※注1：「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。

※注2：「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。

※注3：「4. その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等。